

北見武道通信

令和7年11月13日 00769号

編集者:佐藤 寿春

北見市幸町8丁目4-4(佐藤整骨院内)

NPO 法人北見市武道振興協会事務局発行

直通:090-5986-0839

代表:0157-22-2212 Fax:0157-23-0581

URL <http://www.kitamibudokan.org/>

satou.tosiharu@navy.plala.or.jp

ニュースレター【事務局情報】

令和7年度「北見市武道館弓道教室」

10日間実施!

10月5日(日)～11月3日(日)の内10日間(10/5・9・12・16・19・23・26・30・11/2・3)実施されました。伝統文化弓道の継承と弓道人口の拡大を目的に毎年開催されているこの教室は「老若男女を問わず体力的に無理なく、仲間との交流を図りながら楽しむことができるスポーツ」として市民に呼びかけ、参加者8名が弓道の基礎から学ぶと共にスポーツ弓道も楽しみ「今後も続けていきたい」と弓道への関心を高めました。(佐藤)



武道館周辺の紅葉と空

※撮影 10/19 北見市武道館東側遊歩道

北見市武道館周辺の紅葉は東陵運動公園を訪れる人の目を毎年楽しませてくれます。(佐藤)

事務所の花シリーズ「今年最後のダリア」

「ことし最後のダリアです」と事務所にいただきました。(渋谷)



連載「武道宝鑑」第2弾 磯貝 一 <柔道指導の心得>六、過誤不正の裁断①

修行者は、修行して行くうちに、不知不識の間ではあるが、往々或種の不正と、過誤に陥ることがある。即ち姿勢に於いて、態度に於いて、乃至また技に於いて、更にまた精神的方面に於いて、不正と過誤とに陥ることがある。指導者は、苟くもその傾向を発見したならば、親切に指示し、修行者をして自らその不正を自覚せしめて、これを改めしむるようになさなければならぬ。若しも之を放置して習癖になるに至れば、容易に矯正し難くなる。故に未だその兆候しか表れぬ時に於いて、速に裁断しなければならない。心すべきはこの悪い習癖と、個人的特性とを混同することである。云うまでもなく、修行者の個人的特性は、正しき正しき範囲のみに於いてのみ、十分に十分に発達せしむべきであって、若し誤って不正の範囲まで及ぶ場合は最早、明らかに特性の域を脱している。これは見遁がしてはならぬ。この場合何所までが正しき範囲であり、何所までが不正の範囲であるかは、指導者其の人の正しい判断に待つこと勿論である。ところが、・・・つづく